

退職された方は、国民年金の「種別変更」の届出が必要です

町民課 内線216

国民年金の加入者は、職業などの違いに応じて、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。

第1号被保険者

自営業・農林漁業・学生・無職等の方。

第2号被保険者

サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。

第2号被保険者が退職した場合、第1号被保険者に「種別」が変わりますので、国民年金の届出が必要となります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者についても第1号被保険者に変更する必要があります。

国民年金保険料（月額14,000円(平成19年度)）の納付については、口座振替による納付が大変便利です。ご利用ください。所得の減少や失業によって保険料の納付が困難な場合は、「国民

年金保険料免除制度」「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。(免除・猶予制度は一定の基準があります。)

手続きに必要なもの

- 退職した場合
年金手帳、印鑑
- 免除・猶予制度の申請をする場合
年金手帳、印鑑

※失業の場合「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しが必要です。

手続き先

町民課保険年金係または日吉支所総務係

児童手当継続申請(現況届提出)等について

町民課 内線217

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうか確認をするためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりま

現況届に必要な添付書類

- 年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し(請求者が被用者である場合)
- 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書(平成19年1月1日に住民票が鬼北町になかった場合)
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

その他

■6月中旬までに現在受給されている方に対して、通知文書をお

送りいたしますので、届き次第、手続きを行ってください。
■昨年度、所得制限で受給できなかった方も再度新規請求していただきますので、手続きを行ってください。

第2回

『野外親子クッキングコンテスト ~ザ・カレーの鉄人~』参加者大募集!



成川溪谷キャンプ場のリニューアルオープンを記念して、昨年からはじめました『野外親子クッキングコンテスト』を今年も開催します。

今回は『ザ・カレーの鉄人』と題して、カレー料理で勝負です。

参加賞はもちろん、「味」、「親子のチームワーク」を審査し、優秀賞、特別賞を決定します!

みなさんのご参加をお待ちしています!!

日時 7月1日(日) 10:30~
場所 成川溪谷キャンプ場
対象 小学生とそのお父さんまたはお母さん
*応募多数の場合は抽選
内容 成川溪谷キャンプ場の炊事棟施設を使用して親子で料理を作り、「味」「見た目」「チームワーク」などを競います。

申込期限 6月15日(金)
申込先 産業課商工観光係 内線268